

『草津市の観光情報発信コンテンツ制作に係る取材業務』に関する業務委託先
募集要項

1. 業務名称

草津市の観光情報発信コンテンツ制作に係る取材業務

2. 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

3. 募集期間

令和4年9月5日（月）から令和4年9月16日（金）午後5時まで

4. 応募資格

応募の資格者は、次の要件を満たす者とする

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア. 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員またはその支店もしくは営業所等の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められること。
 - イ. 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められること
 - ウ. 役員等が自己、自社もしくは第3者の不正の利益を図る目的または第3者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められること。
 - エ. 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していると認められること。
 - オ. 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- (4) 草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成14年6月1日制定）に基づく指名停止または草津市物品等の指名停止等に関する基準（平成10年4月1日制定）に基づく指名停止の措置期間中でないこと。

- (5) 国税および草津市税を滞納していないこと。
- (6) 自らが提案した企画・運営内容を自らが遂行するのに必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。

5. 契約条件

(1) 契約形態

委託契約とする。

(2) 委託金額限度額

金 900,000円以内（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※人件費、通信費、交通費、物品費等の活動にかかるすべての費用を含む。

(4) 委託金の支払条件

原則として業務完了後、受託者の請求に基づき支払うものとする。

(5) その他

- ① 委託候補者となった者は、その地位・権利の譲渡ができないものとし、契約締結後、当該委託事務全ての履行を再委託することは禁止する。ただし一部の履行を第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ委託者の承認を得ることとする。
- ② 業務不履行があった場合には、受託者における違約金の支払い義務の発生、委託者における業務委託費の一部若しくは全部の支払い義務の解除、契約自体の解除等の措置を取るものとする。

6 応募手続等

公募に応募するものは、次に示すところにより、企画提案書、見積書等を提出すること。

(1) 提出先

一般社団法人草津市観光物産協会 事務局宛

(〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目13番30号)

(2) 提出書類

- ① 参加意思表明書（別紙様式第1号） 【1部】
- ② 会社概要の書類（様式は問わない。既存のパンフレット等） 【1部】
- ③ 納税証明書（発行日から3ヵ月以内のものに限ります。） 【各1部】
 - (ア) 国税
 - (イ) 草津市税 ※草津市内に本社又は支店等を有する場合に必要

④ 企画提案書（任意様式） 【1部】

企画提案書には、別紙仕様書に基づき、本事業に関する企画提案を記載することとし、様式は特に定めない。

⑤ 見積書（任意様式）

提案された業務一切に係る積算根拠を明示すること。

(3) 提出期限 令和4年9月16日（金）午後5時まで

(4) 提出方法

郵送（提出期限必着）または持参

(5) その他

① すべての提出書類は返却しない。

② すべての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。

③ 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は認めない。ただし、やむを得ない理由により修正または変更が生じた場合で、協会が承諾した場合は、この限りではない。また、協会が必要と認める場合に、追加資料を求めることがある。

④ 提出された書類は、受託者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

⑤ 提出書類に虚偽の記載があった場合には、その者を失格とする。

7 提案の審査・選定

(1) 審査方法

受託候補者の選定は協会において、提出書類の審査により行う。

(2) 審査基準

評価項目は、次のとおりとし、本事業の趣旨の理解度、企画の水準、実効性、事業実現可能性、取組体制の事業遂行能力その他事情を総合的に評価し選定するものとする。

① 本事業の主旨や別紙仕様書を踏まえ、企画内容が効果的なものとなっているか。

② 運営に必要なスタッフの確保、円滑な運営のための体制が組まれているか。

③ 見積経費が妥当か。

(3) 通知

選定結果については、全提案者に対して文書で通知する。

(4) 契約書の締結

① 協会は、候補者と協議し、受託事業者としての適格性の審査を行った上で事業内容を反映した契約書を締結する。

② 候補者は、契約締結に向けて協会と協議し、協力すること。

(5) 協会は、候補者との協議が整わない場合、または、候補者が失格となった場合は、次点者と協議を行うものとする。

(6) 契約締結後、速やかに協会との協議を開始すること。

8 スケジュール（予定のため、変更することがある。）

(1) 公募による募集

令和4年9月5日（月）～令和4年9月16日（金）

(2) 参加意思表明書・企画提案書等提出期限

令和4年9月16日（金）17時00分必着

(3) 結果通知

令和4年9月下旬

(4) 業務履行

契約締結日から令和5年2月28日（火）まで

8 問い合わせ先

一般社団法人草津市観光物産協会

事務局 谷坂、大西

電話：077-566-3219 Fax：077-566-8000

E-mail：kusatsu-kb@cream.plala.or.jp